

「ふじさわ共創らいん」にご提案くださる皆様へ

「ふじさわ共創らいん」に興味関心をお持ちくださり、ありがとうございます。

藤沢市の考える共創とは、「多様なプレイヤーが目的を共有し、フラットな関係でつながり、リソースを出し合い、実現したいことに向かって役割を果たすこと」です。

皆様からいただいたご提案については、皆様との出会いとつながりを大切に、実現可能性を丁寧に確認していきたいと考えておりますので、ご提案いただく際の留意事項について、次のとおりまとめました。

ご提案いただいた際は、この留意事項にご了承いただいているものとして取り扱いますので、ご提案者様の責任の下、事前に必ずご確認いただきますよう、お願いいたします。

1 ご提案は、藤沢市において内容を確認し、必要に応じて対話を行ったうえで実現性があると判断させていただいたものについて、実現化・事業実施に向けた調整をさせていただきます。必ずしも全てのご提案がマッチングし、実現化するわけではありません。

2 ご提案者自らがご提案内容に対して相応の役割を担えない（リソースを出すことができない）ご提案は対象外とします。

3 ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご提案内容が、次に該当する場合はご提案を受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。

- （１）単に提案者や商品の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものの場合
- （２）法令や公序良俗に反する場合
- （３）藤沢市の施策や規程等に反する、矛盾する又は抵触する場合
- （４）政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- （５）公共性・公平性に問題がある等、その他、藤沢市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- （６）藤沢市に対する単なる要望であり、提案者自身が実現に向けた取組を行わない場合等、事業遂行の意欲・能力が認められない場合

4 次の誓約事項について、ご誓約ください。

- （１）藤沢市暴力団排除条例第２条第２号から第５号に定められた者に該当しません。誓約事項に反しないことを確認するため、藤沢市から役員名簿等

の提出を求められたときは、速やかに提出し、藤沢市が本誓約書及び該当役員名簿等を関係機関に提供することに同意します。

- (2) 租税・公課の滞納はありません。(藤沢市がご提案者の納付状況調査を行うことがあります。)
- (3) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていません。
- (4) 破産法による破産手続の申立てを行っている又はなされている者、民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者及び社会問題を起こしている者ではありません。
- (5) 上記事項と相違する事項が判明した場合又は上記事項に反した場合に、藤沢市が行う連携中止等の一切の措置について、異議の申立てを行いません。

5 ご提案内容や調整の結果により、2 から 4 の事実が判明した場合、又はその他の諸事情により、今後ご提案者との対話・調整を行わないことがあります。

6 ご提案内容によっては、庁内関係者との調整に時間を要する場合があります。

7 ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現できないことがあります。

8 ご提案は、ご提案者から藤沢市への契約の申し込みとして扱うものではありません。また、対話の開始がご提案についての契約の合意となるものでもありません。藤沢市がご提案への対応やその実現に対し、法的義務を負うものではありません。

9 ご提案の成立・不成立にかかわらず、藤沢市はご提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費等一切の費用、生じた損害等）の補償や賠償をいたしません。

10 対話の結果又は法令及び藤沢市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、藤沢市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります。

ただし、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報について、ご提案者から利用を希望しない旨を藤沢市に明示されたも

のについては、その利用につき協議・配慮をさせていただきますので、公募等の際には、事前に別途協議をさせていただきます。

1 1 実現化にあたっては、ご提案内容や状況に応じて、次のような方法等により事業者を選定する可能性があります。

- (1) ご提案に基づき、ご提案者と連携させていただく場合
- (2) ご提案に対して、審査・選定等を行い、連携する者を選定・絞り込む場合
- (3) ご提案を参考にして、改めて事業実施者を定めるために再度公募等の手続きをさせていただく場合

1 2 ご提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、ご提案者において生じた秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、藤沢市に故意または重大な過失がある場合を除き、藤沢市は一切の責任を負いません。

1 3 ご提案は、藤沢市のホームページ等で、ご提案者・提案タイトル・具体的内容等について公表をする場合があります。公表を望まない場合は、ご相談ください。

なお、ご提案内容及び企画書等提案に係る資料は、藤沢市情報公開条例に基づき、当該条例に係る非開示情報を除いて公開の対象となります。

1 4 案件実現後は、藤沢市のホームページ等において、実現内容や成果物を利用・公表する場合があります。

1 5 ご提案内容及び企画書等提案に係る資料は、実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、藤沢市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに共創推進課までお伝えください。

1 6 職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、藤沢市情報公開条例に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、ご提案者独自の権利やノウハウ等の公表によりご提案者の正当な利益を害する恐れがある情報以外は、公開の対象となる場合があります。

以 上